

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「国民健康保険法施行令」の改正に伴い所得割額の算定方法を改め、同政令の改正を考慮し平成26年度から平成28年度までの各年度分の所得割額の算定方法の特例を定めるとともに、同政令の改正に伴い平成26年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の特例を定める等のもの

2 改正の概要

(1) 所得割額の算定方法を改めるもの

現 行 (市県民税額方式)	改正後 (旧ただし書所得方式)
当該年度分の県民税額及び市民税額の合算額を基礎として算定する方式	賦課期日の属する年の前年の総所得金額等から基礎控除額を控除した額 ((2)において「旧ただし書所得」という。) を基礎として算定する方式

(2) 市町村民税非課税の者、障害者が属する2人以上の世帯等について、平成26年度から平成28年度までの各年度分の所得割額の算定方法の特例を定めるもの

- ① 市町村民税非課税の者：「旧ただし書所得」が課税標準額の2倍を超える世帯
 - ・課税標準額の2倍を超えた分の「旧ただし書所得」の一定割合を減額する。
平成26年度：75%減 平成27年度：50%減 平成28年度 25%減
- ② 19歳未満の世帯員がいる世帯
 - ・16歳未満は1人あたり45万円を、16歳以上19歳未満は1人あたり12万円を、それぞれ課税標準額から控除して減額算定を行う
- ③ 障害者・寡婦（夫）がいる2人以上の世帯（非課税世帯及び課税世帯）
 - ・障害者控除額・寡婦（夫）控除額に5/100を乗じた額を「所得割額」から減額

(3) 高額医療費にかかる都道府県単位の共同事業について

高額な医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により各市町村の単年度の負担の変動を緩和をする事業等が、「国民健康保険法」の改正により平成26年度まで延長されたことにより、一般被保険者に係る保険料基礎賦課総額の算定基礎に、当該事業にかかる拠出金及び交付金を加えるもの

(4) 規定整備

引用すべき政令及び省令の条項が変更されたことによるもの

3 施行日

平成26年4月1日（2(3)及(4)については公布の日）